

岩手県と盛岡市が共同で設置する 動物愛護管理センター整備基本計画

令和7年3月

岩手県・盛岡市

目 次

はじめに	1
1 動物愛護管理の現状とこれまでの取組	
（１）動物愛護管理の現状	2
（２）これまでの動物愛護管理に係る取組の概要	8
2 動物愛護管理センターの設置目的	12
3 動物愛護管理センターの設置場所	
（１）基本的な考え方	14
（２）整備予定地	14
4 動物愛護管理センターの運営体制	
（１）基本的な考え方	16
（２）名称	16
（３）費用負担割合	16
（４）動物愛護管理センターが担う業務	16
（５）県保健所等との役割分担と連携	16
5 動物愛護管理センターが担う具体的業務	
（１）基本的な考え方	18
（２）動物愛護管理センターが担う具体的業務	18
6 連携・協働	20
7 施設の整備等	
（１）基本的な考え方	21
（２）収容頭数及び施設規模	21
（３）整備に当たって配慮すべき事項	21
8 配置する諸室のイメージ	22
9 整備スケジュール	23
（参考１）岩手県動物愛護センター（仮称）基本構想	24
（参考２）岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター 整備基本計画の策定に係る検討状況	31
（参考３）動物愛護センター整備検討協議会	33

はじめに

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（令和 2 年環境省告示）の基本的考え方の冒頭に明示される文言である。

近年、これを体現するように、社会的に動物愛護思想が高まりを見せる中、国や地方公共団体では、関係機関・団体、地域住民等との連携のもと、さまざまな動物愛護施策が進められている。

岩手県では、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護法」という。）」及び「岩手県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 17 年岩手県条例第 35 号。以下「動物愛護条例」という。）」に基づき、令和 4 年 3 月に、「第 3 次岩手県動物愛護管理推進計画」を策定し、その基本目標に「人と動物が共生する社会の実現」を掲げ、県内各保健所や広域振興局を中心に、県民の動物愛護思想の高揚や適正飼養の推進、動物の生存機会の拡大等、動物の愛護及び管理に関する施策の総合的推進に取り組んでいる。

盛岡市においては、平成 20 年に中核市として盛岡市保健所を設置して以降、動物愛護法や狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく業務を担い、特に、飼い主のいない猫の無秩序な繁殖の抑制に地域住民や動物愛護団体等とともに取り組む「盛岡市地域猫事業」は、全国的にも模範となる取組として認知されている。

これらの施策を進める一方で、多頭飼育崩壊や飼い主のいない猫への無責任な餌やりなど、高齢化や孤独化等の社会的背景を反映した課題や懸念も顕在化しており、人と動物が共生する社会の実現に向けた動物愛護施策の一層の充実・強化が求められている。

このような中、動物愛護行政を担う岩手県と盛岡市は、動物愛護思想の普及啓発等の拠点施設の共同整備に向け、平成 30 年 4 月に、拠点整備に係る基本的な考え方等をまとめた「岩手県動物愛護センター（仮称）基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定した。

本計画は、この基本構想を踏まえ、県と市が共同で設置する動物愛護管理センター（以下「動物愛護管理センター」という。）の整備予定地や担う役割、施設の内容等を明らかにし、今後の施設整備に反映させるため策定するものである。

策定に当たっては、令和 6 年度に岩手県動物愛護推進協議会及び同協議会に設置したワーキンググループ会議における議論や関係機関・団体からの意見等を踏まえて策定したものであり、今後は本計画に基づき、整備に向けた取組を推進していくものである。

※ 県及び市が共同で設置する動物愛護に係る拠点施設については、これまで、「動物愛護センター」と表記してきたが、本計画では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）で用いる「動物愛護管理センター」を使用している。

1 動物愛護管理の現状とこれまでの取組

(1) 動物愛護管理の現状

ア 捕獲、引取り及び負傷動物並びに収容頭数

各保健所（県及び市が設置する保健所をいう。以下同じ。）においては、係留されていない犬が確認された場合、狂犬病予防法及び動物愛護条例に基づいて当該犬の捕獲を行っている。野犬の減少や室内飼育の増加等により、その捕獲数は年々減少の傾向にあり、この10年で捕獲数は71%減少（令和5年度時点）している。

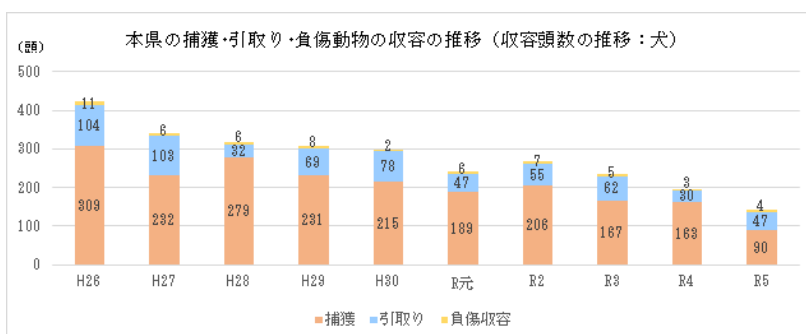
また、各保健所が行っている犬猫の引取りについては、動物のいのちを尊重する教育や飼い主の責務である終生飼養の指導・助言等により、その引取り頭数は減少傾向にあるものの、最近が多頭飼育崩壊事案等の発生などもあり、県全体としてその傾向は鈍化の状況にある。

上記の状況により、各動物管理施設における犬及び猫の収容頭数は、この10年で54%減少（令和5年度時点）している。

本県の捕獲・引取り・負傷動物の収容の推移（収容頭数の推移：犬）

（単位：頭）

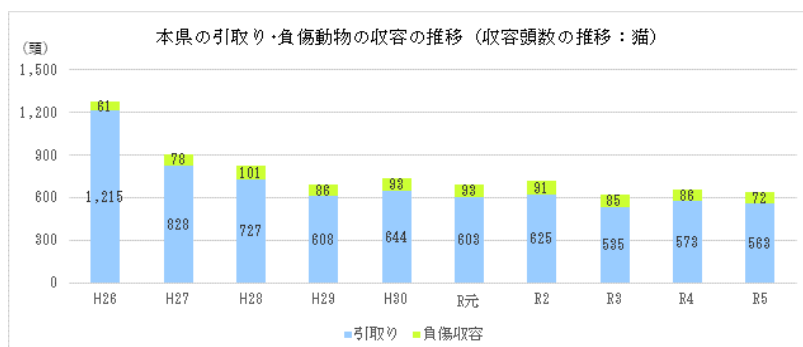
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
捕獲	309	232	279	231	215	189	206	167	163	90
引取り	104	103	32	69	78	47	55	62	30	47
負傷収容	11	6	6	8	2	6	7	5	3	4
計	424	341	317	308	295	242	268	234	196	141
収容頭数	424	341	317	308	295	242	268	234	196	141



本県の引取り・負傷動物の収容の推移（収容頭数の推移：猫）

（単位：頭）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
引取り	1,215	828	727	608	644	603	625	535	573	563
負傷収容	61	78	101	86	93	93	91	85	86	72
計	1,276	906	828	694	737	696	716	620	659	635
収容頭数	1,276	906	828	694	737	696	716	620	659	635



イ 犬及び猫の返還

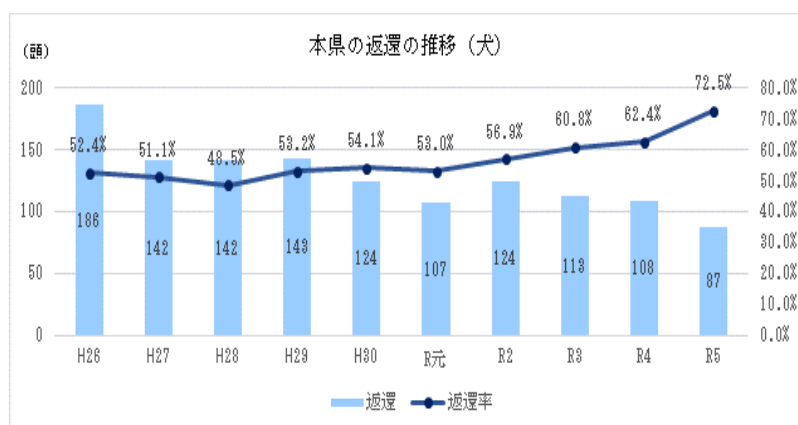
各保健所が引取りし、運営する動物管理施設で飼養・保管している飼い主不明の動物のうち、飼い主が判明したものについては飼い主へ返還を行っている。その返還を促進するため、飼養・保管する動物に係る情報を広くホームページで公開するなどしており、令和5年度の犬の返還率は72.5%と増加傾向にある。一方、猫については、生後間もない子猫など元々飼い主がいまいと考えられることが多いことから、飼い主への返還は限られる状況にある。

本県の返還の推移（犬）

（単位：頭）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
捕獲	309	232	279	231	215	189	206	167	163	90
引取り※	35	40	8	30	12	7	5	14	7	26
負傷収容	11	6	6	8	2	6	7	5	3	4
返還	186	142	142	143	124	107	124	113	108	87
返還率	52.4%	51.1%	48.5%	53.2%	54.1%	53.0%	56.9%	60.8%	62.4%	72.5%

※この場合の引取りには飼い主からの引取りを含まない。

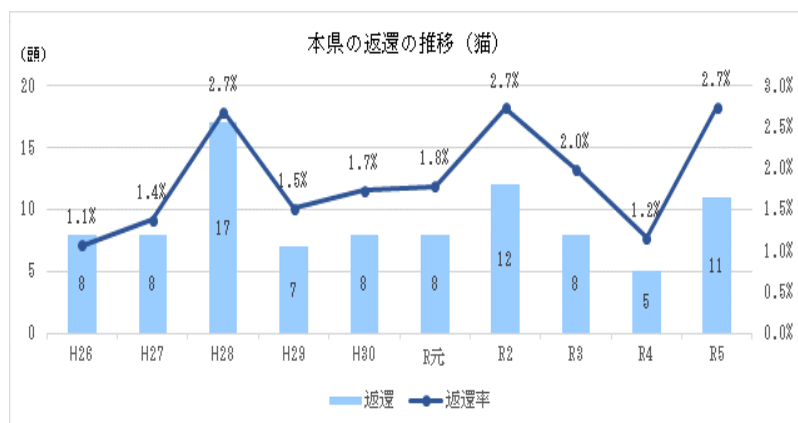


本県の返還の推移（猫）

（単位：頭）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
引取り※	690	505	533	378	368	355	349	317	347	329
負傷収容	61	78	101	86	93	93	91	85	86	72
返還	8	8	17	7	8	8	12	8	5	11
返還率	1.1%	1.4%	2.7%	1.5%	1.7%	1.8%	2.7%	2.0%	1.2%	2.7%

※この場合の引取りには飼い主からの引取りを含まない。



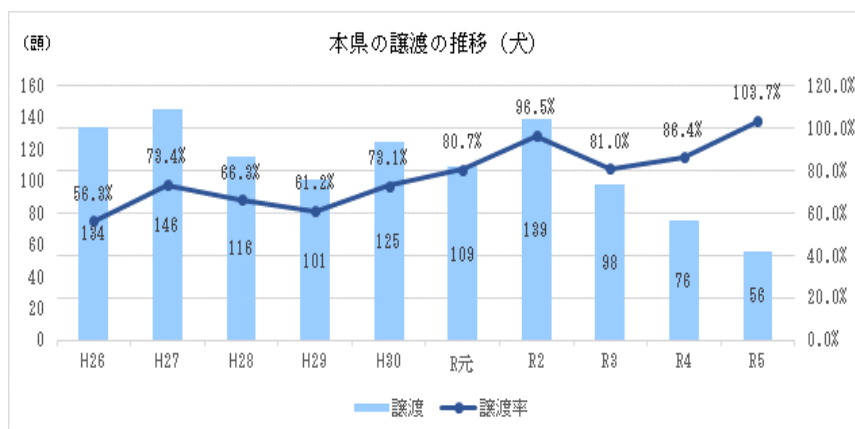
ウ 犬及び猫の譲渡

各保健所で引き取った後、飼い主に返還されなかった犬猫で、健康状態や性格等、譲渡に適した犬猫については、適正に動物を飼育できる新たな飼い主への譲渡に取り組んでおり、譲渡対象となる犬猫の情報をホームページに掲載するなど、譲渡希望者を広く募集しているほか、動物愛護団体等と連携した効果的な譲渡会の開催等によって、犬猫ともに譲渡率は向上している状況にある。

本県の譲渡の推移（犬）

（単位：頭）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
捕獲	309	232	279	231	215	189	206	167	163	90
引取り	104	103	32	69	78	47	55	62	30	47
負傷収容	11	6	6	8	2	6	7	5	3	4
返還	186	142	142	143	124	107	124	113	108	87
譲渡	134	146	116	101	125	109	139	98	76	56
譲渡率	56.3%	73.4%	66.3%	61.2%	73.1%	80.7%	96.5%	81.0%	86.4%	103.7%

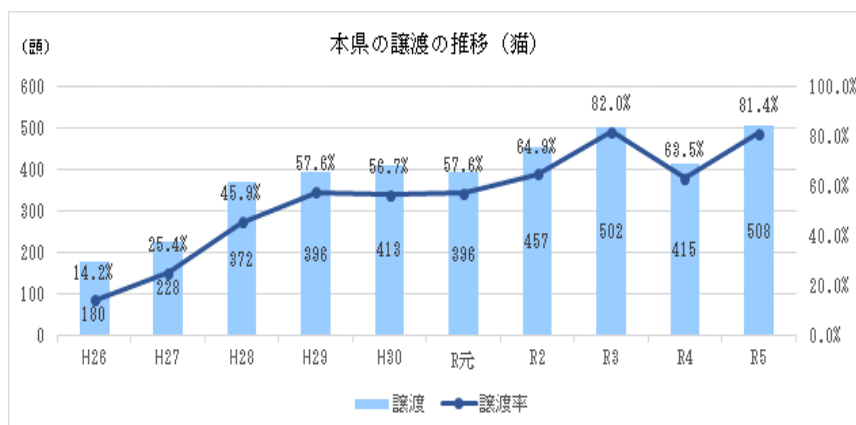


※譲渡率が100%を超えるのは当該年度より前から飼養・保管している動物の譲渡や返還を含むためである。

本県の譲渡の推移（猫）

（単位：頭）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
引取り	1,215	828	727	608	644	603	625	535	573	563
負傷収容	61	78	101	86	93	93	91	85	86	72
返還	8	8	17	7	8	8	12	8	5	11
譲渡	180	228	372	396	413	396	457	502	415	508
譲渡率	14.2%	25.4%	45.9%	57.6%	56.7%	57.6%	64.9%	82.0%	63.5%	81.4%



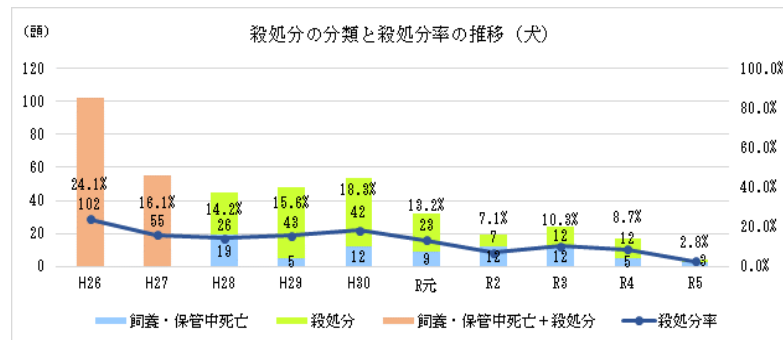
エ 犬及び猫の殺処分（飼養・保管中死亡を含む）

県及び市においては、動物のいのちを尊重し、返還や譲渡を推進することにより、殺処分ゼロを目指し、動物愛護管理施策を展開しているところであり、殺処分頭数は、この10年で、犬が96%、猫が88%減少し、殺処分率も年々減少している状況である（いずれも令和5年度時点）。

殺処分の分類と殺処分率の推移（犬）

（単位：頭）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
捕獲	309	232	279	231	215	189	206	167	163	90
引取り	104	103	32	69	78	47	55	62	30	47
負傷収容	11	6	6	8	2	6	7	5	3	4
譲渡不適	－	－	24	38	39	23	7	12	12	1
その他	－	－	2	5	3	0	0	0	0	0
飼養・保管中死亡	－	－	19	5	12	9	12	12	5	3
殺処分	－	－	26	43	42	23	7	12	12	1
飼養・保管中死亡＋殺処分	102	55	45	48	54	32	19	24	17	4
殺処分率	24.1%	16.1%	14.2%	15.6%	18.3%	13.2%	7.1%	10.3%	8.7%	2.8%
[参考] 殺処分率(保管中死亡除く)	－	－	8.2%	14.0%	14.2%	9.5%	2.6%	5.1%	6.1%	0.7%

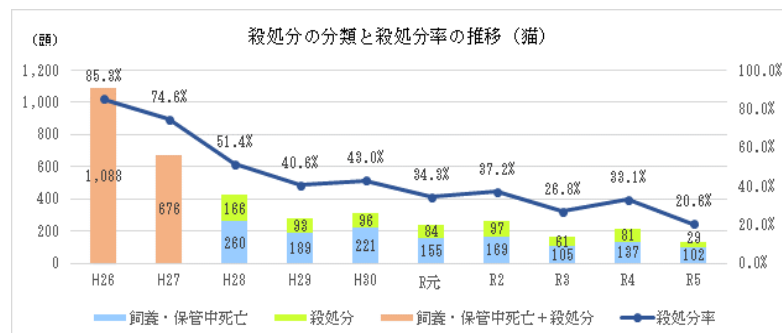


※飼養・保管中死亡と殺処分の分類は、H28年度以降に分類計上されたもの。

殺処分の分類と殺処分率の推移（猫）

（単位：頭）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
引取り	1,215	828	727	608	644	603	625	535	573	563
負傷収容	61	78	101	86	93	93	91	85	86	72
譲渡不適	－	－	76	65	86	80	97	55	81	29
その他	－	－	90	28	10	4	0	6	0	0
飼養・保管中死亡	－	－	260	189	221	155	169	105	137	102
殺処分	－	－	166	93	96	84	97	61	81	29
飼養・保管中死亡＋殺処分	1,088	676	426	282	317	239	266	166	218	131
殺処分率	85.3%	74.6%	51.4%	40.6%	43.0%	34.3%	37.2%	26.8%	33.1%	20.6%
[参考] 殺処分率(保管中死亡除く)	－	－	20.0%	13.4%	13.0%	12.1%	13.5%	9.8%	12.3%	4.6%



※飼養・保管中死亡と殺処分の分類は、H28年度以降に分類計上されたもの。

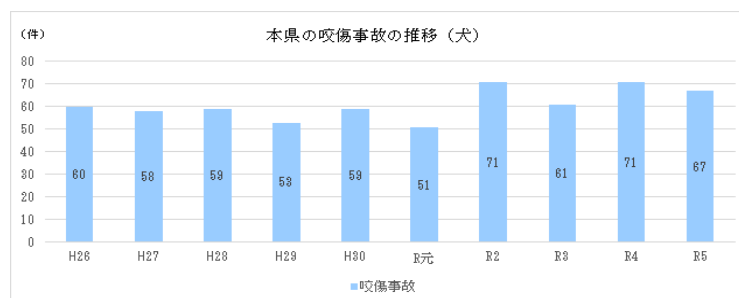
オ 犬の咬傷事故

犬による咬傷事故は、毎年 60 件程度発生している現状にあり、各保健所では、咬傷事故を起こした犬の飼い主に対し、再発防止に係る指導を行っている。

本県の咬傷事故の推移（犬）

（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
咬傷事故	60	58	59	53	59	51	71	61	71	67



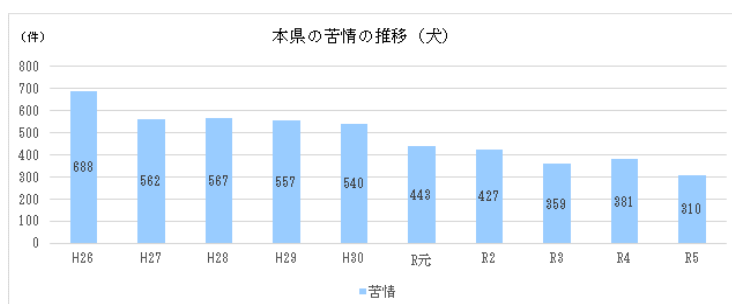
カ 犬及び猫の苦情

犬猫に関する苦情は、犬については、この 10 年で 55%減少するなど減少傾向にあるものの、猫は横ばいの傾向（令和 5 年度時点）を示している。苦情内容の大半は、糞の放置、鳴き声による騒音、臭気、放し飼い等の飼い主による動物の不適正な飼養によるものであり、このような苦情が各保健所に寄せられた際には、苦情者及び関係者から状況を確認し、市町村や関係機関等と連携してその原因に応じた指導を行っている。

本県の苦情の推移（犬）

（単位：件）

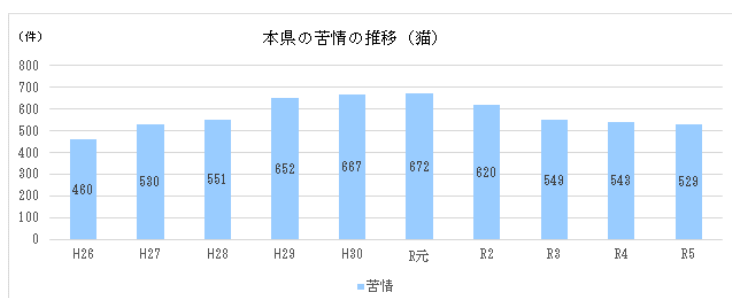
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
苦情	688	562	567	557	540	443	427	359	381	310



本県の苦情の推移（猫）

（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
苦情	460	530	551	652	667	672	620	549	543	529



キ 犬の登録及び注射

市町村で実施している犬の登録及び狂犬病予防注射の接種について、各保健所では、市町村及び岩手県獣医師会等と連携し、犬の登録と予防注射の接種の推進に向けた協議等を行う連絡会議の開催や周知啓発活動を実施している。犬の登録頭数に占める狂犬病予防注射頭数の割合（注射率）は、令和５年度において87.5%と全国の都道府県の中でも上位にある。

本県の犬の登録及び狂犬病予防注射接種状況の推移

（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
登録頭数	72,152 (13,805)	69,935 (13,411)	68,365 (13,429)	66,537 (13,215)	64,303 (12,977)	62,540 (12,806)	60,505 (12,755)	58,569 (12,559)	57,429 (12,564)	52,590 (12,798)
注射頭数	62,197 (11,951)	60,651 (11,926)	59,276 (11,684)	57,326 (11,391)	55,922 (11,107)	54,068 (10,835)	52,251 (10,515)	49,638 (10,325)	48,510 (10,181)	46,008 (10,036)
注射率	86.2% (86.6%)	86.7% (88.9%)	86.7% (87.0%)	86.2% (86.2%)	87.0% (85.6%)	86.5% (84.6%)	86.4% (82.4%)	84.8% (82.2%)	84.5% (81.0%)	87.5% (78.4%)

※（ ）内はうち盛岡市保健所分

ク 県内の動物管理施設の運営状況

各保健所で引取りした動物を返還や譲渡までの間、飼養・保管するため、県内9か所に動物管理施設を設置し、各保健所において運営を行っている。

これらの動物管理施設は、設備の維持修繕を行いながら管理運営しているが、そのほとんどが昭和40～50年代に設置され、建築後相当年数が経過していること、元来、狂犬病予防法に基づいた抑留施設として設置された経緯から、飼養・保管動物の長期飼養の視点から、その規模や構造上、狭隘化している施設が多いこと、また、動物愛護の啓発機能に乏しいことなど、設備上の課題、感染症対策や動物愛護の観点からの課題を有する状況にある。



地 域	県央	中部	奥州	一関	大船渡	釜石	宮古	久慈	二戸
設置年月	S44.10	H12.11	S63.3	S50.3	S50.12	S49.7	H23.8	S48.3	S56.3
収容頭数 (※)	犬	8	5	10	11	3	5	5	8
	猫	24	20	18	18	4	5	7	10

(※)収容頭数：犬は檻の数、猫は現状におけるケージの数を計上。

[県内の動物管理施設の状況]



(2) これまでの動物愛護管理に係る取組の概要

ア 動物愛護管理推進計画の策定

動物の愛護及び管理施策の一層の推進を図るため、令和元年6月に動物愛護法が改正され、令和2年4月には国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正されたことや、動物の愛護及び管理を取り巻く状況及びこれまでの施策の取組状況を踏まえ、令和4年3月に「第3次岩手県動物愛護管理推進計画」（計画期間：令和3年度から令和12年度）を策定した。

ここでは、「人と動物が共生する社会の実現」に向け、5つの視点とそれらによる10の施策を体系として整理し、具体的な動物愛護管理に係る施策を多様な主体の連携・協働のもとで展開することとしている。

イ 動物愛護に係る普及啓発

岩手県獣医師会や動物愛護関係団体等と連携し、動物愛護フェスティバル等の動物愛護週間に合わせた行事の開催や、学校と連携した動物愛護に関する出前授業の実施のほか、高齢者施設等を訪問し、動物とのふれあいを通じた心の癒しや心身の健康維持に貢献するドッグセラピーを実施する動物愛護団体への協力など、県内各地域において、動物愛護思想の普及啓発に取り組んでいる。

[動物愛護フェスティバル]



(譲渡会の様子)



(「子ども獣医さん」体験会)



(災害救助犬デモンストラーションの様子)



[小学校における出前授業「いのちの授業」]



ウ 保護動物の生存機会の拡大

各保健所や広域振興局において、動物愛護団体等との連携のもと、譲渡会の開催や一時預かりボランティアによる幼猫の飼育など、新たな飼い主へとつなぐため、保護動物の生存の機会の確保とその拡大に取り組んでいる。

[各保健所での譲渡会の様子]



[一時預かりボランティアの取組]

**犬猫の
一時預かりボランティア
募集**

岩手県は、県が保護した犬や猫を、譲渡までの一定期間、預かって飼育するボランティアを募集します





募集期間	令和6年7月1日～	募集対象	県内在住の20歳以上
活動内容	(1) ミルクボランティア 離乳期の犬猫を自宅等で飼育します(最大60日程度) (2) 社会化ボランティア 人に慣れない犬猫を自宅等で飼育します(最大180日程度) (3) 長期預かりボランティア 主に高齢の犬猫の終生飼育を目的として飼育します(最大1年程度) 飼育の広域振興局各保健所等(保健所)にお問い合わせください。		
応募方法	一時預かりの犬猫に必要な用品(ペットフード等)、動物の医療費は、クラウドファンディング等による助成を活用し、ボランティアを支援します。		
その他	一時預かりボランティア募集・活動に関する問い合わせ先 岩手県広域振興局保健福祉課(奥水保健所) 019-629-6553 岩手県広域振興局保健福祉課(宮古保健所) 0193-64-2215 奥州広域振興局保健福祉課(中津保健所) 0190-40-0219 奥州広域振興局保健福祉課(久慈保健所) 0194-94-6081 奥州広域振興局保健福祉課(奥津保健所) 0197-40-2423 奥州広域振興局保健福祉課(二戸保健所) 0195-23-6019 奥州広域振興局保健福祉課(一宮保健所) 0191-34-4051 岩手県広域振興局保健福祉課(大館保健所) 0192-37-5623 岩手県広域振興局保健福祉課(盛岡保健所) 0195-22-6523		

岩手県環境生活部県民くらしの安全課 TEL: 019-629-5270

エ 適正飼養の推進

各保健所において、動物のいのちを尊重する教育や飼い方・しつけ教室等の実施のほか、動物取扱業の適正化に向けた動物取扱責任者研修会を実施するなど、適正飼養の推進に取り組んでいる。

[しつけ教室の様子]



また、盛岡市においては、飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を抑制するため、平成 22 年度から「盛岡市地域猫活動事業」を実施し、地域住民等で構成する地域猫活動団体が行う猫の不妊手術とワクチン接種費用を助成するとともに、飼い主のいない猫の適正飼養についても啓発している。

当該事業の実施により、管理されていない猫の増加の抑制につながっている。

[地域猫活動事業実績]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
補助金交付団体数	4	9	8	8	10	13	14	16	12	14	16	9	7	10	150
不妊手術頭数	31	25	20	35	23	26	27	32	34	29	31	33	33	24	403
繁殖抑制効果指標※	186	150	120	210	138	156	162	192	204	174	186	198	198	144	2,418

※ 1 頭のメス猫が一度に 6 頭の子猫を出産するとした場合に、増加が抑制された猫の頭数

オ 人材育成その他

動物の愛護の推進に熱意と識見を有する人材を「動物愛護推進員」として委嘱し、飼い主への適正飼養の普及啓発や助言など、地域の課題解決に向けて連携した活動を行っているほか、動物愛護推進員に対する研修会を定期的に行い、動物愛護及び管理に関する知見の向上や相互連携の強化に取り組んでいる。

また、動物愛護推進員の活動や動物愛護管理推進計画について、情報共有や協議等を行うため「動物愛護管理推進協議会」を設置しており、より幅広い観点からの意見を施策の参考とするため、岩手県獣医師会や動物愛護団体、学識経験者、地域住民などの代表を協議会構成員として委嘱している。

[動物愛護推進員の活動実績]

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
動物愛護推進員数	48	48	45	45	45	44	55	55	73	73
活動日数	1,280	1,209	1,133	1,045	2,306	2,396	1,804	3,218	3,523	4,273
対象人数	18,065	18,497	9,687	11,694	11,480	9,109	2,235	3,443	3,277	7,741

※ 対象人数は、動物愛護推進員が活動を行った際の相手方の延べ人数。

[動物愛護推進員研修会]



また、災害発生時の動物救護対策として、令和5年度末時点で岩手県獣医師会や動物愛護団体など12団体と災害時の動物救護に係る協定を締結し、被災動物救護本部の運営や被災動物の救護、応急処置などで連携した取組を行うこととしているほか、岩手県獣医師会や動物愛護団体と連携し、発災時に迅速かつ機動的に行動できるよう、ペット同行避難訓練を毎年度実施している。

[災害協定締結団体]（令和6年4月1日）

団体・機関名	代表者名
一般社団法人岩手県獣医師会	会長 佐々木 一弥
アジリティークラブ TEAM・SHINYA	代表 新屋 一巳
ワンちゃんくらぶ	代表 新屋 映子
動物いのちの会いわて	代表 下机 都美子
岩手県動物愛護ネットワーク	理事長 瀬川 康信
おっぼの会	会長 吉川 繁行
ポチの会	会長 本江 玄佳
MAPフレンズ	会長 摂待 睦夫
わん' S倶楽部	代表 小倉 雅美
わんこの会	会長 稲葉 じゅん
盛岡ペットワールド専門学校	学校長 工藤 昌雄
人と動物の絆 momo太郎	代表 鈴子 真佐美

[災害協定締結式の様子]



2 動物愛護管理センターの設置目的

県内での狂犬病予防法及び動物愛護法に関連する施策は、上述のとおり、各保健所及び各広域振興局を中心に、犬の捕獲や犬猫の引取り、飼養管理等の動物保護業務、岩手県獣医師会や動物愛護団体等と連携した譲渡会や動物愛護関連イベントの開催などの普及啓発業務を展開し、多くの譲渡や適正な飼養管理の実現につなげてきた。

また、東日本大震災津波発災以降、多様な主体による動物愛護活動によって、災害時の動物救護や一時預かりの取組が県民・市民に広く周知され、犬猫の譲渡数も増加するなど、動物愛護管理に関する関心も高まっている。

一方、県内での動物愛護管理の取組の多くは、地域に分散している各保健所等を中心とした地域的な活動の色合いが濃く、譲渡機会の提供が限定的であることや優良事例の全県的波及も効果的に展開されているとは言い難い現状にある。

また、県内9箇所を設置している動物管理施設は、元来、狂犬病予防法に基づいた抑留施設として設置された経緯から、飼養・保管動物の長期飼養の面からも、その規模や構造上、狭隘化している施設が多い他、猫専用の施設がないこと、動物愛護を啓発する機能に乏しいなど、建築後相当年数を経過していることによる老朽化と相まって、感染症対策や動物愛護の観点、あるいは施設・設備の観点で課題を抱えている状況にある。

広大な県土を有する本県において、今後の動物愛護管理の施策推進にあたっては、適切な動物管理施設等の環境整備や維持管理と併せ、適正な施設集約と分散によるネットワークの構築により、効率的かつ効果的な施設運営が求められること、また、そのためには動物愛護管理施策の核となる新たな拠点施設の設置が必要である。

これらを踏まえ、動物のいのちを尊重し、返還・譲渡の推進による殺処分ゼロを目指すとともに、動物愛護の普及啓発により、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設として、県内保健所運営を担う県と市が一体となって動物愛護管理センターを設置しようとするものである。

なお、基本構想に記載している鳥獣保護センターとの一体的整備については、野生動物と愛護動物間での感染症対策が困難であること等の理由により、見送ることとした。

【目指す姿と3つの役割】

基本構想では、動物愛護管理センターについて、県民・市民をはじめ、多様な主体と広くつながる中で、動物のいのちの大切さを育み、人と動物の共生の社会づくりに寄与する拠点とすることを目指すべき姿として掲げている。本計画では、当該「目指すべき姿」を、拠点整備にあたっての「目指す姿」と再設定する。また、拠点施設として備える機能の観点から保有する役割を3つの柱として以下に掲げるものとする。

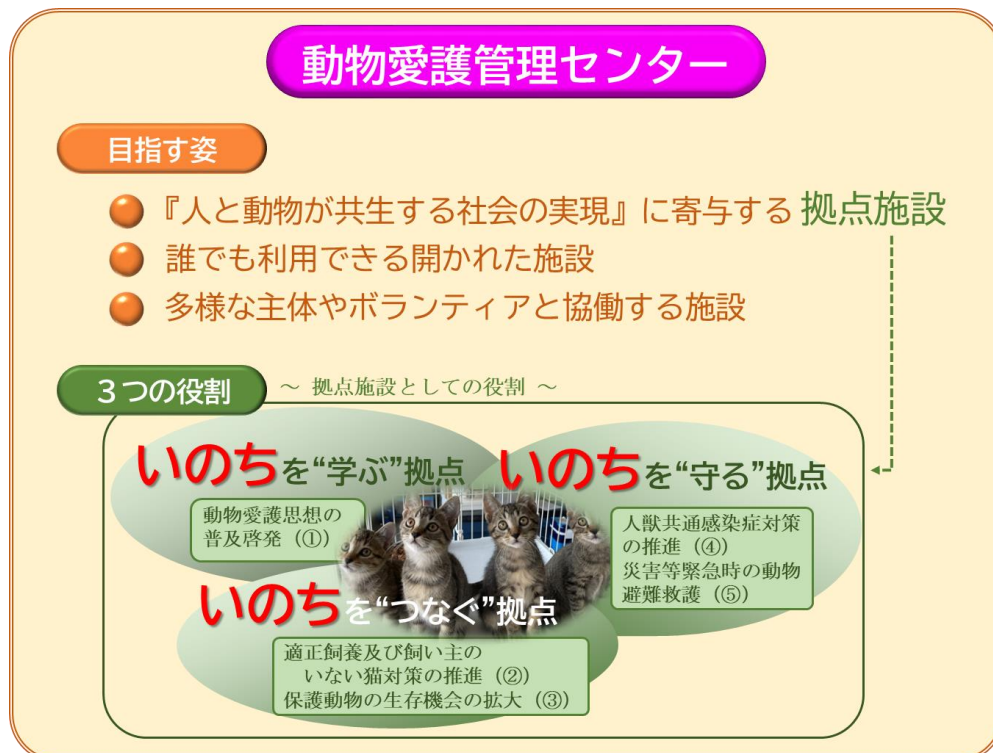
■ 目指す姿

- ① 『人と動物が共生する社会の実現』に寄与する拠点施設
 - ・動物のいのちを尊重し、返還・譲渡の推進により殺処分ゼロを目指す
 - ・いのちの大切さや共につながり支え合う県民・市民の心を育む
- ② 誰でも利用できる開かれた施設
 - ・広く県民・市民が利用できる開かれた施設とする
- ③ 多様な主体やボランティアと協働する施設
 - ・関係機関・団体、様々な機能を担うボランティア等と連携・協働して、動物愛護の活動に取り組む

■ 3つの役割

- ① いのちを“学ぶ”拠点
 - ・動物愛護思想の普及啓発の推進
- ② いのちを“つなぐ”拠点
 - ・適正飼養及び飼い主のいない猫対策の推進
 - ・保護動物の生存機会の拡大
- ③ いのちを“守る”拠点
 - ・人獣共通感染症対策の推進（調査研究等での連携・協力）
 - ・災害等緊急時の動物の避難救護

〔図1〕 目指す姿と3つの役割



※ 3つの役割部分に記載の①から⑤は、後述する「動物愛護管理センターが担う業務」であるもの。

3 動物愛護管理センターの設置場所

(1) 基本的な考え方

動物愛護管理センターは、広く県民・市民の理解と協力のもと、いのちの大切さを育む開かれた施設として利用されることが求められ、基本構想では設置場所に係る「想定される要件」(下記参照)を掲げている。

当該拠点施設の設置場所は、これら要件にいずれも合致する場所に整備する。

■設置場所に係る「想定される要件」

- ・ 県民・市民からわかりやすく、親しみがあること。
- ・ 犬猫の譲渡を推進するため、交通アクセスが良いこと。
- ・ 動物愛護に関する教育学習やボランティアの活動拠点となるため、公共交通機関の利用が可能であること。
- ・ 保健所からの動物移送に支障がないこと。
- ・ 災害発生時の動物救護活動が機能すること。

(2) 整備予定地

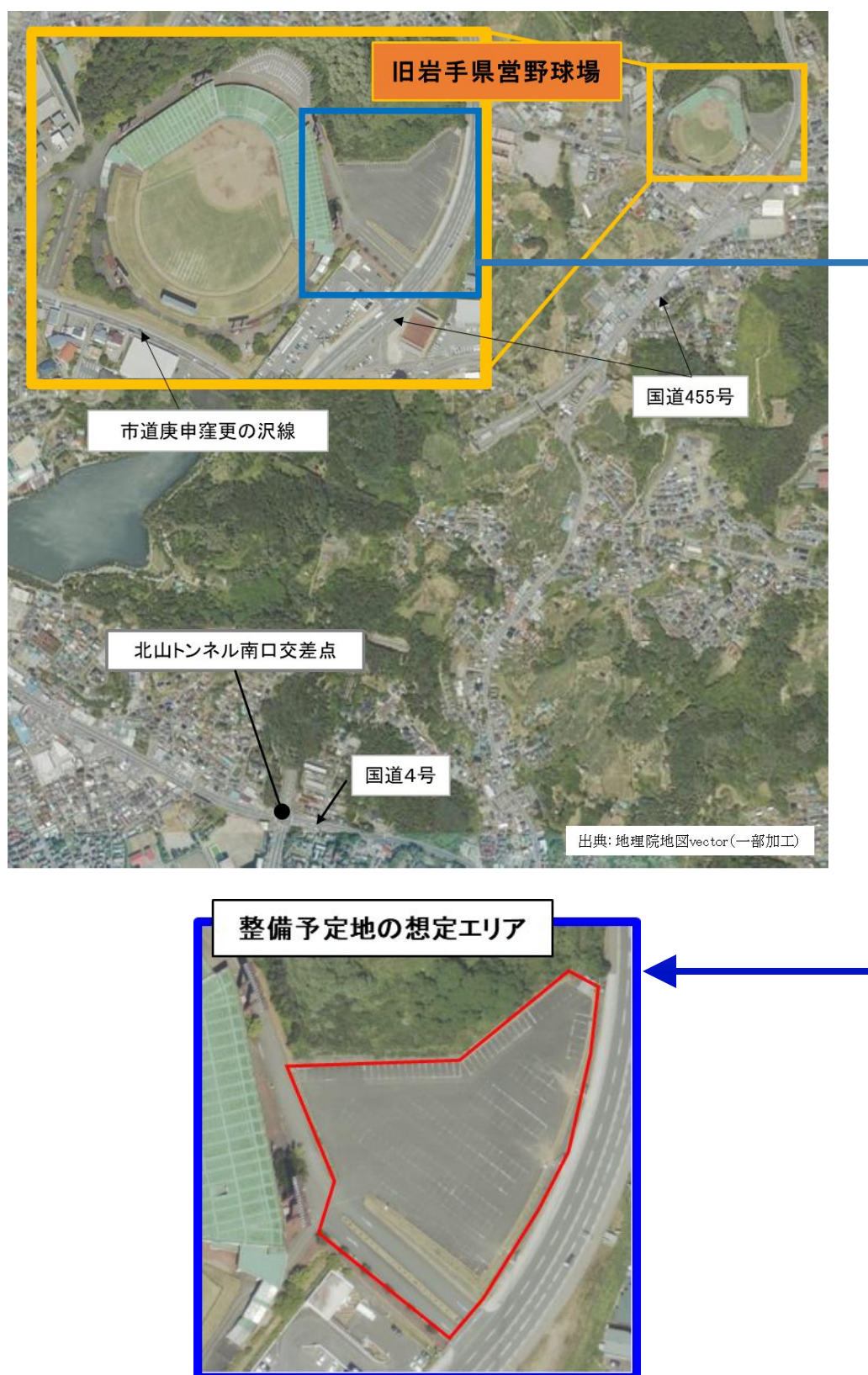
動物愛護管理センターの整備予定地は、上記要件をいずれも具備する、旧岩手県営野球場東側駐車場(盛岡市三ツ割四丁目地内)とする。

当該予定地は、昭和45(1970)年4月の野球場設置以降、本県を代表するスポーツ施設として、野球観戦等で多くの県民・市民が来場するなど、広く認知され、親しまれてきた場所である。盛岡市中心部からほど近く、幹線道路である国道455号と市道庚申窪更の沢線の交差点に近接し、国道4号までの交通アクセス性も良好で、公共交通機関の利用も可能な場所である。また、ボランティアをはじめ、県民・市民が利用しやすく、県内各保健所からの動物移送にも特段の支障が認められないほか、盛岡市の避難場所に指定されていた場所であり、災害発生時の動物救護活動を行う場所として適地である。

所在地	盛岡市三ツ割四丁目地内(旧岩手県営野球場)	
敷地面積	87,577.92 m ² の一部(約5,000 m ²)	
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域
建ぺい率	50%	60%
容積率	80%	200%
所有者	岩手県	

※ 用途地域に係る敷地の過半は、第一種住居地域であること。

〔図2〕整備予定地の位置図



4 動物愛護管理センターの運営体制

(1) 基本的な考え方

動物愛護管理センターは県と市が共同で管理運営し、その管理運営に当たっては、双方が有するノウハウや強みを最大限に生かすことができる組織・運営体制を整備する。

配置する職員は、県及び市の職員をもって充てることとし、相互併任発令の方法等により、効率的な業務執行体制を構築する。また、外部委託などによる民間活力の活用や多様な主体との協働に積極的に取り組み、県民・市民に開かれた施設となるよう運営する。

なお、動物愛護管理センターは、狂犬病予防法や動物愛護法等の関係法令に基づく業務、例えば、県民・市民の生命や安全に関する健康危機管理や緊急対応に関わる行政権を行使する業務を担うことから、指定管理者制度は導入しない。

(2) 名称

動物愛護管理センターの名称は、県と市において定める。

なお、県民・市民から親しまれ利用される施設とするよう「愛称」のほか、財源確保の観点も加味し、企業等と連携した「ネーミングライツ」の導入に向けて取り組む。

(3) 費用負担割合

動物愛護管理センターの整備及び管理運営に要する費用の負担割合は、県と市それぞれ2分の1を基本とする。

なお、全国の共同設置事例において、県と市の負担割合は2分の1となっている。

(4) 動物愛護管理センターが担う業務

動物愛護管理センターの業務は、拠点施設として全県も視野に担う動物愛護管理関連業務のほか、県央保健所及び盛岡広域振興局並びに盛岡市保健所が所管する狂犬病予防法及び動物愛護法等に関する業務で、関係機関・団体との連携のもと取り組むものとする。

また上記を踏まえ、職員の配置にあたっては、県央保健所及び盛岡広域振興局保健福祉環境部並びに盛岡市保健所を兼務する方向で検討を進める。

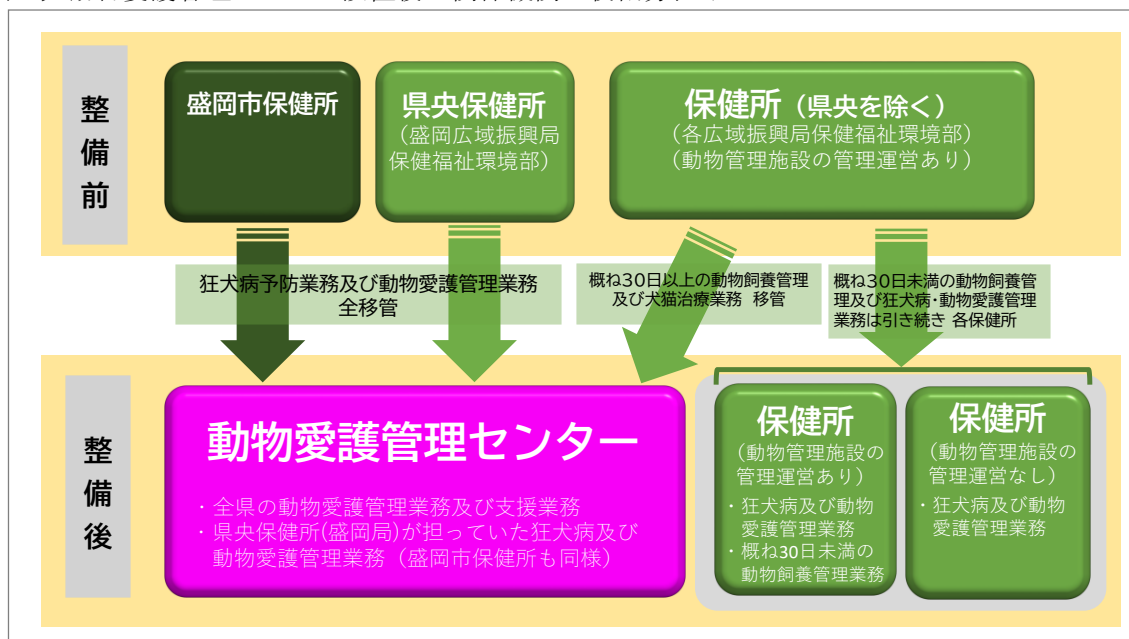
(5) 県保健所等との役割分担と連携

本県は広大な県土を有すること、また地域ニーズに即して地域住民へのきめ細かな対応を行っていくことから、拠点となる動物愛護管理センターと各県保健所・広域振興局がそれぞれの役割を分担（図3及び図4参照）のうえ、連携と支援のネットワークを構築し、一体的かつ効果的な動物愛護管理体制を整備する。また、各地域の動物管理施設は、広域振興圏ごとに集約する方向で整理し、

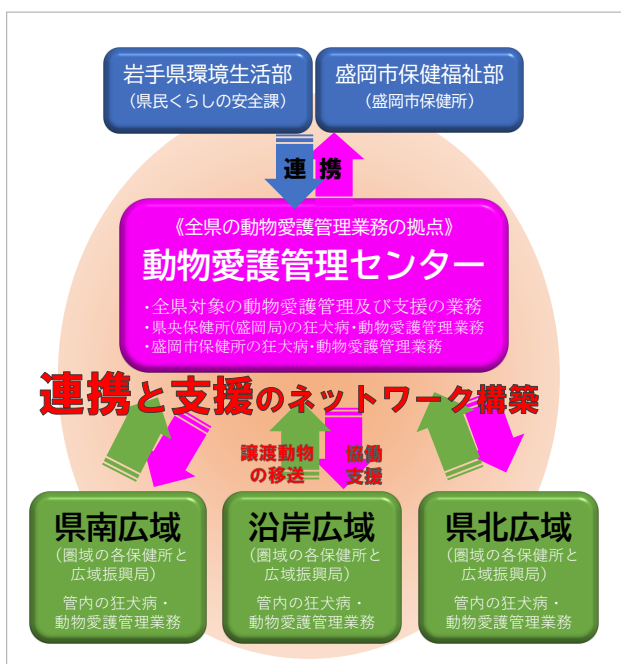
動物愛護管理センターのサテライト施設として位置付ける。(図4参照)

各地域で捕獲等された犬猫は、地域で返還・譲渡を行うことを原則としつつ、当該地域で譲渡できなかった犬猫は、動物愛護管理センターに移送の上、同センターでより多くの県民に向けて、譲渡の機会を提供するなど、生存機会の拡大による殺処分ゼロの実現に向けた体制を構築する。(図5参照)

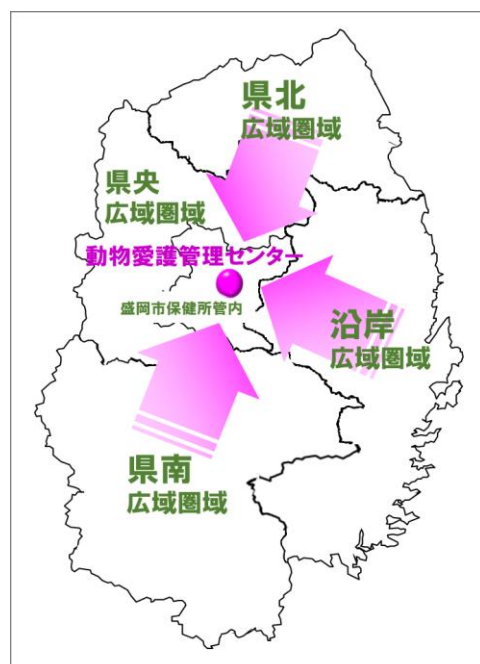
〔図3〕動物愛護管理センター設置後の関係機関の役割分担イメージ



〔図4〕動物愛護管理センター設置後の各行政機関の業務連携イメージ



〔図5〕動物管理施設の集約による動物移送のイメージ



5 動物愛護管理センターが担う具体的業務

(1) 基本的な考え方

動物愛護管理センターは、保有する3つの役割、いわゆる「いのちを“学ぶ”拠点」、「いのちを“つなぐ”拠点」、「いのちを“守る”拠点」を担うため、必要な業務を遂行する。

なお、対象とする動物は、主として犬や猫のほか、負傷した愛護動物とする。

(2) 動物愛護管理センターが担う具体的業務

動物愛護管理センターが行う具体的な業務は以下のとおりとする。

■いのちを“学ぶ”拠点

【業務1】動物愛護思想の普及啓発の推進	
業務項目	○ 動物愛護思想の普及啓発に関すること。 ○ 動物愛護に関する教育学習に関すること。 ○ 動物愛護に関する情報発信に関すること。
事業例	・譲渡会や動物愛護シンポジウム等の動物愛護イベントの開催を通じた動物愛護思想の啓発事業。※ ・児童・生徒とその保護者を中心に、動物のいのちを通じて、人と動物のいのちの大切さを学ぶ「いのちの教育」や、動物との正しい接し方を学び、人や動物への思いやりの心を育成する「ふれあい体験教室」開催事業。 ・保護動物のパネルや関連図書等の展示による見学者を対象とした啓発事業。 ・県及び市の広報媒体を活用した動物愛護管理センターの取組紹介や、県内の動物愛護団体やボランティア等による多様な取組等の情報発信事業。

県央保健所及び盛岡広域振興局並びに盛岡市保健所から引き継ぐ狂犬病予防法及び動物愛護法等に関する業務は、表中に(※)を付記。以下表においても同じ。

■いのちを“つなぐ”拠点

【業務2】適正飼養及び飼い主のいない猫対策の推進	
業務項目	○ 動物の飼い方等に関する相談に関すること。 ○ 動物取扱責任者の研修に関すること。 ○ 飼い主のいない猫対策に関すること。
事業例	・動物の飼い方等に関する相談の受付窓口の設置。※ ・飼い方やしつけ教室等の開催による適正飼養の普及啓発事業 ※

事業例	・譲渡を受けた飼い主同士の交流会開催を通じた適正飼養に係る支援事業。 ・係留されていない犬の捕獲・抑留に係る動物の返還及び飼い主への適正飼養指導事業。※ ・第一種動物取扱業の動物取扱責任者を対象とした動物取扱責任者研修の開催による動物取扱業の適正化事業。※ ・飼い主のいない猫対策としての、不妊・去勢手術の実施による地域猫活動支援や地域と連携した普及啓発事業。※ ・市町村や関係機関等と連携した多頭飼育に関する情報の共有と多頭飼育崩壊の未然防止の取組。
-----	--

【業務３】保護動物の生存機会の拡大	
業務項目	○ 保護動物の適正な飼養管理に関すること。 ○ 保護動物の返還に関すること。 ○ 保護動物の譲渡に関すること。 ○ 保護動物の措置に関すること。 ○ ボランティア等の養成や動物愛護活動支援に関すること。
事業例	・動物愛護や感染症対策に配慮した飼養管理による動物の健康維持事業。 ・負傷動物の収容及び必要な治療の実施。※ ・県内保健所で一定期間が経過しても譲渡に至らない動物の動物愛護管理センターへの移送による更なる譲渡機会確保事業。 ・動物愛護管理センターや県内動物愛護団体等で保護している動物の譲渡につなげるための関係団体等と連携した譲渡会開催事業。 ・動物の一時預かりボランティアなどのボランティアの募集・育成事業。※ ・動物のボランティアリーダーの養成等のボランティア活動支援事業。

■いのちを“守る”拠点

【業務４】人獣共通感染症対策の推進	
業務項目	○ 人獣共通感染症に係る普及啓発に関すること。 ○ 人獣共通感染症に係る調査研究への支援に関すること。 (ワンヘルス^(注)の概念を踏まえ、上記業務を推進)

事業例	・ 人獣共通感染症に係る県民への普及啓発事業やその予防に関する情報発信事業。 ・ 人獣共通感染症対策の調査研究に係る関係機関との連携調整。 ・ 犬の登録に関する届出の受付や狂犬病予防注射済票の交付事業。※
-----	--

【業務5】災害等緊急時の動物の避難救護	
業務項目	○ 災害等緊急時の動物の避難救護の支援に関すること。 ○ 平常時における飼い主及び避難所運営者への普及啓発や訓練実施に関すること。
事業例	・ 災害等緊急時での動物救護本部機能の確保。 ・ 平常時の飼い主への普及啓発及び市町村に対する訓練実施の働きかけ（市町村への技術支援を含む）。 ・ 災害等緊急時に備えたペットフードやケージ等の備蓄。

注 ワンヘルス：人や動物の健康と、それを取り巻く環境を包括的に捉え、関連する人獣共通感染症などの分野横断的な課題に対し、関係者が連携して取り組む概念

6 連携・協働

動物愛護管理センターの運営に当たっては、岩手県獣医師会や獣医師養成教育機関、動物関連専門学校、動物愛護団体、ボランティア、研究機関、動物関連事業者等、広く多様な主体との連携・協働の体制を構築する。

これらの体制のもと、動物愛護の普及啓発や保護動物の返還・譲渡、適正な飼養管理、治療や不妊・去勢手術への対応等、多様な業務を推進する。

併せて、外部委託等の手法を積極的に導入し、県民・市民、関係機関・団体等とともに運営する開かれた施設を目指すものとする。

また、人材育成・確保の観点から、獣医師養成教育機関や動物関連専門学校等の実習やインターンシップを積極的に受け入れるとともに、動物愛護思想の裾野拡大に資する児童・生徒、学生等の教育の場としての活用、さらには、ボランティアの育成や活動の支援、情報共有と情報交換、スキルアップの機会等を提供する。

7 施設の整備等

(1) 基本的な考え方

動物愛護管理センターは、「人と動物が共生する社会の実現」に寄与する拠点として、多様な主体やボランティア等との協働の取組を展開し、また、県民・市民が広く誰でも利用できる開かれた施設として運営するため、基本構想に掲げる施設のコンセプト及びその他配慮すべき事項等を踏まえて整備を進める。

(2) 飼養・保管頭数及び施設規模

ア 動物愛護管理センターでの飼養・保管頭数は、過去の取り扱い頭数を踏まえ下記頭数を基本とする。

犬	猫	計
19 頭	132 頭	151 頭

イ 動物愛護管理センターの施設規模は、下記面積を基本とする。
なお、現時点で想定する諸室は後述のとおり。

屋内施設	屋外施設	計
900 m ²	2,300 m ²	3,200 m ²

(3) 整備に当たって配慮すべき事項

ア 普及啓発の拠点としてふさわしい施設

- (ア) 動物愛護思想や適正飼養等について、動物愛護管理センター内で学ぶことができる空間を確保する。
- (イ) 動物愛護団体やボランティア等との連携・協働を重視する施設であることから、当該団体等が活動できる空間を確保する。

イ 動物にやさしい施設

- (ア) 飼養・保管動物の健康管理や応急治療、感染症のまん延防止対策の実施に当たり、シェルター・メディスン^(注)が実践可能な構造に配慮する。
- (イ) 多頭飼育崩壊や災害時における動物の一時預かり等への対応など、動物の長期飼養に対応可能な飼養環境を整備する。
- (ウ) 動物の逸走を防ぐため、多重の扉構造やフェンス等を設ける。

ウ 利用しやすい施設

- (ア) 「愛護啓発・交流ゾーン」、「動物保護・収容ゾーン」、「事務管理ゾーン」の3つの区域を整備し、来場者動線を明確化する。
- (イ) 施設内・敷地内のユニバーサルデザイン化や、わかりやすい建物・諸室の配置など、利用者の利便性や安全性等に配慮した構造・設備とする。

エ 県民・市民が親しみやすい施設

- (ア) 本県の気候条件や風土に適した構造とするほか、県産材等の木材を活用するなど、来場者にとって快適で親しみやすい空間とする。
- (イ) 日照、採光、換気等については来場者の保健衛生に十分配慮した構造・設備とする。
- (ウ) 周辺環境や景観と調和した施設外観とする。

オ 環境に配慮した施設

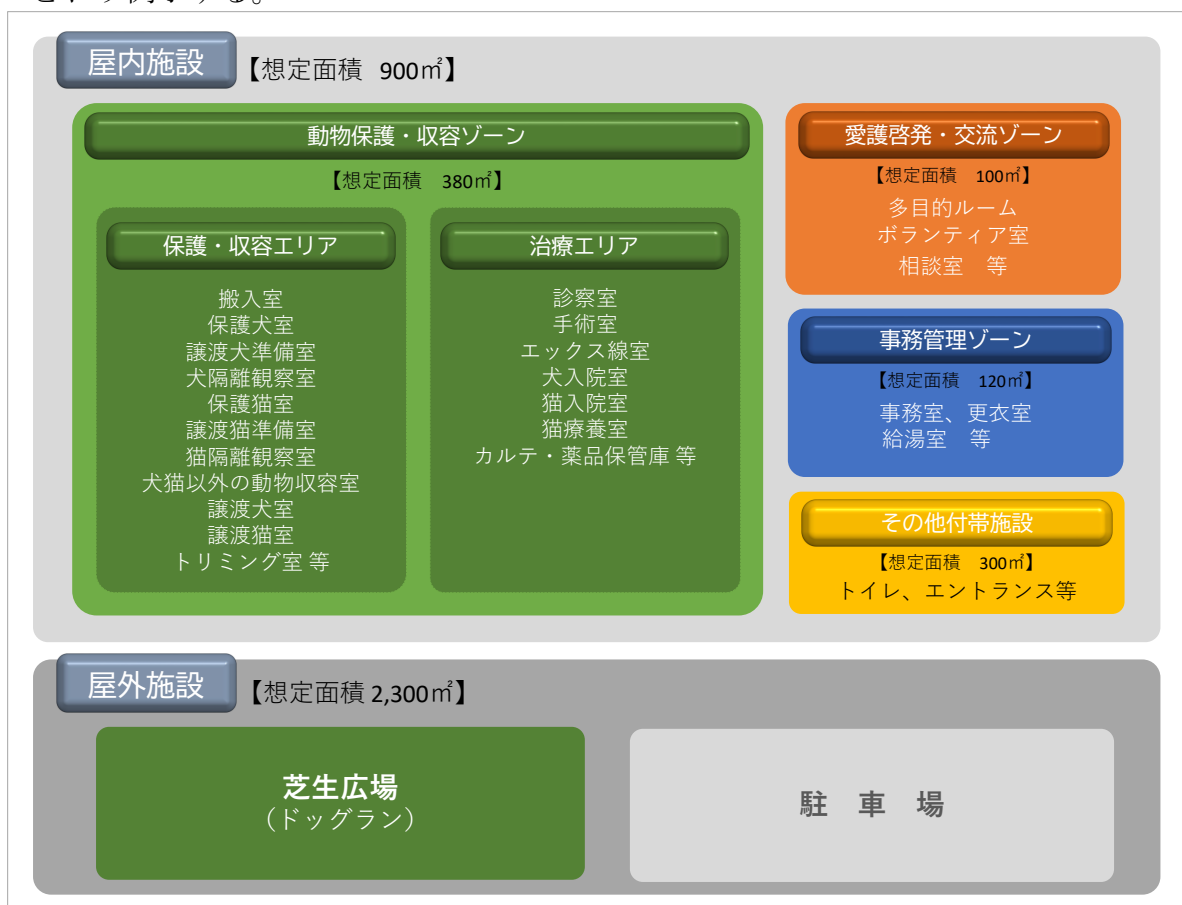
- (ア) 高効率な設備・資材等の活用によるZEB化^(注)への対応等、省エネルギー対策を施し、環境負荷を低減する。
- (イ) 施設内の動物の鳴き声や臭気、排水、景観等により周辺環境に影響を及ぼさない対策を講じる。
- (ウ) 施設の長寿命化及び低コスト化を図る。

※注 シェルター・メディシン：動物保護施設において、より多くの動物を譲渡するための、感染症予防管理等の獣医療全般

※注 ZEB化：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

8 配置する諸室のイメージ

動物愛護管理センター整備に係る基本的な考え方を踏まえ、必要な諸室を以下のとおり例示する。



9 整備スケジュール

現時点で想定している整備スケジュールは次のとおりであり、令和 10 年度中の開所を目指し、計画を進めていく。

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
基本設計	実施設計	建 築 工 事	供用開始

「岩手県動物愛護センター（仮称）基本構想」

平成30年4月

岩手県・盛岡市

目次
第1 はじめに
第2 動物愛護センター整備の基本的な考え方
1 動物愛護センター設置の目的
2 動物愛護センターの目指すべき姿
3 設置主体の考え方
第3 動物愛護センターが担うべき機能
1 動物愛護思想の普及の拠点
2 適正飼育及び飼主のいない猫対策の推進の拠点
3 生存の機会の拡大の拠点
4 人獣共通感染症対策・調査研究の拠点
5 災害発生時の動物救護の拠点
第4 動物愛護センター整備運営の方向性
1 保健所等との役割分担（既存施設の活用）
2 運営方法
(1) 公共施設としての運営及び民間活力の導入
(2) 行政事務の実施
(3) ボランティアとの協働
(4) 県民参加の仕組み
3 施設の性格等
4 設置場所
5 施設規模と付帯設備
(1) 施設のコンセプト
(2) 配置施設の想定
(3) 必要な諸室の想定（区域ごと）
6 整備時期
第5 おわりに
(資料)
1 動物愛護センター整備検討協議会設置要綱
2 動物愛護管理に関するデータ等

第 1 はじめに

近年の動物愛護思想の高まりの中、平成 25 年の「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「動物愛護法」という。)の改正、平成 26 年の「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」(環境省)の発足により、終生飼養、犬猫の返還・譲渡の推進、殺処分ゼロ及び動物愛護センター設置等の動物愛護施策が推進されています。

県内においても、従来から保健所による犬・猫譲渡事業、動物愛護団体等による譲渡会等の取組が行われていますが、平成 20 年に獣医師会等と災害時動物救護に関する協定を締結しました。この協定が締結されたこともあり、岩手・宮城内陸地震や東日本大震災津波、さらには一昨年発生した台風 10 号等の災害時において、ペット同行避難やペットの一時預かり等が円滑に行われ、多くのボランティアが参加するなど、県民の動物愛護の意識が高まるとともに、災害時の動物救護の重要性が改めて認識されたところです。

一方、近年の動物愛護管理行政においては、多頭飼育、高齢者や生活困窮者等の動物飼養、動物の高齢化及び飼主のいない猫の増加など様々な課題が指摘されています。

県では平成 26 年 3 月に「第 2 次岩手県動物愛護管理推進計画」を策定しましたが、この計画においては、動物管理施設のあり方や動物愛護業務を集約的に行う施設の必要性について検討課題とされています。

このような中、昨年、岩手県動物愛護推進協議会において、本県の動物愛護施策の方向性についての検討が行われ、平成 29 年 11 月に「岩手県動物愛護のあり方に関する提言書」が提出され、動物愛護行政を担う県と盛岡市が共同して動物愛護の教育や普及啓発の拠点となり、動物とのふれあい・体験が可能でいのちの大切さや適正飼養等を指導する機能を併せ持った拠点施設を整備することが必要である旨提言されています。

この基本構想は、岩手県動物愛護推進協議会の提言を受け、岩手県と盛岡市が動物愛護の拠点施設の整備の基本的な考え方等の必要な事項を取りまとめたものです。

第 2 動物愛護センター整備の基本的な考え方

1 動物愛護センター整備の目的

平成 25 年の動物愛護法の改正により返還・譲渡の推進が明記され、平成 26 年の環境省の「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」に殺処分ゼロを目指す目標が掲げられたところですが、本県の動物管理施設は、老朽化している施設が多く、感染症対策が不十分であり、猫専用の施設がないなど動物愛護の観点から十分とは言えない現状となっています。

また、本県には、古くから南部曲り家で人と動物が共に生活する文化がありましたが、特に東日本大震災以降、災害時の動物救護や一時預かりの取組が県民にも周知され、また、犬猫の譲渡数も伸びているなど、動物愛護に関する県民の関心が高まっており、今後の施策推進のためには、拠点施設を設置する必要性が認識されています。

このような状況に鑑み、動物のいのちを尊重し、返還・譲渡の推進による殺処分ゼロを目指し、動物愛護の普及啓発により、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設として動物愛護センターを整備しようとするものです。

2 動物愛護センターの目指すべき姿

(1) 『人と動物が共生する社会の実現』に寄与する拠点施設

- ・動物のいのちを尊重し、返還・譲渡の推進により殺処分ゼロを目指します。
- ・いのちの大切さや共につながり支え合う県民・市民の心を育みます。

(2) 誰でも利用できる開かれた施設

- ・広く県民、市民が利用できる開かれた施設にします。

(3) 多様な主体やボランティアと協働する施設

- ・(一社) 岩手県獣医師会や大学、専門学校や愛護団体はもとより、様々な機能を担うボランティアと協力して、動物愛護の活動に取り組みます。

3 設置主体の考え方

近年は、他府県において、動物愛護法に基づき事務を担当する府県と保健所設置市等が、共同して動物愛護センターを設置する例が多くなっており、本県において

も、盛岡市と共同で設置することで、建設等の費用の節減、獣医師を含めた職員やこれまでに培ってきたノウハウの共有、盛岡市における地域猫に関する活動などの先進的な取組の全体的な拡大が期待できるなど県民の利便性の向上に繋がるものと考えられます。動物愛護管理行政を一層推進するために、その中核となる動物愛護センターを、岩手県と盛岡市が共同して設置します。

第3 動物愛護センターが担うべき機能

広大な県土を有する岩手県にふさわしい動物愛護センターとして、次の5つの機能を担うこととします。

1 動物愛護思想の普及の拠点

動物愛護の普及啓発の拠点として、子どもたちを中心に動物の命を通じて学ぶ「いのちの教育」や動物との関わりやすさを体感できる「ふれあい体験教室」などを実施する機能、疾病予防の必要性を啓発する機能や譲渡を受けた飼主の交流拠点としての機能、ボランティア活動の受け皿となり、ボランティアやそのリーダーを育成し、動物愛護活動を行っている個人や団体の保護・譲渡の活動の下支えをする機能を担います。

《実施事業例》

- ・ 動物愛護思想普及啓発イベントの開催
- ・ 教育学習「いのちの教育」
- ・ ふれあい体験教室
- ・ ボランティア等養成事業
- ・ 動物愛護活動支援事業

2 適正飼育及び飼主のいない猫対策の推進の拠点

動物を飼っている人やこれから飼おうと思っている人の相談窓口となり、終生飼養を含めたペットの飼い方教室やしつけ教室などの適正飼養講習会の開催や動物取扱業の動物取扱責任者¹への研修会の開催など適正飼育の指導の拠点としての機能を担います。

また、近年、社会問題化している飼主のいない猫対策（地域猫活動を含む。）として、不妊・去勢手術にも対応できる機能を備え、市町村や町内会等の地域と連携した活動を行います。

¹動物愛護法に規定される第一種動物取扱業者が、業務を適正に実施するために事業所ごとに選任する者。

《実施事業例》

- ・ ペットの飼い方教室やしつけ教室などの適正飼養講習会
- ・ 動物に関する相談窓口
- ・ 動物取扱業の動物取扱責任者への研修会
- ・ 地域猫活動支援（不妊去勢手術の実施や必要性の普及啓発等）

3 生存の機会の拡大の拠点

生存の機会の拡大の拠点として、保護動物に対する感染症予防対策が十分に備わった飼養施設を備え、獣医師会や大学等との連携による治療や不妊・去勢手術にも対応します。

また、預かりボランティア等、保護動物が新しい飼い主へ譲渡されやすい仕組みを整えます。

《実施事業例》

- ・ 保護収容動物の適正な飼養管理（負傷動物の適切な治療措置）
- ・ 動物の返還（飼い主指導の徹底、ホームページの活用）
- ・ 動物の譲渡推進事業（ボランティアとの連携、愛護団体との連携）

4 人獣共通感染症対策・調査研究の拠点

狂犬病をはじめ様々な人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策の重要性が増しており、狂犬病予防法に基づく検査や解剖を行う機能を担い、医師会、獣医師会等との連携による基礎的な調査研究等が可能となる人獣共通感染症対策の拠点施設として整備します。

《実施事業例》

- ・ 狂犬病疑似患畜の検査や解剖等
- ・ 人獣共通感染症基礎調査事業
- ・ 県民への普及啓発（ホームページ等の活用、啓発展示）

5 災害発生時の動物救護の拠点

ペット同行避難、ペットの一時預かり、救護ボランティア活動など、災害時の動物救護の支援・啓発機能を持ち、災害時に備えた市町村防災担当部局に対する働きかけや訓練を実施するとともに、ペットフードやケージの備蓄を行います。

《実施事業例》

- ・ 災害時の動物救護本部機能及び協定機関との連携体制の構築
- ・ 平常時の飼い主への普及啓発及び訓練の実施（市町村への技術支援）
- ・ ペットフードやケージの備蓄等
- ・ 災害時の一時避難場所としての機能

第4章 動物愛護センター整備運営の方向性

1 保健所等との役割分担（既存施設の活用）

本県は広大な県土を有することから、動物愛護センターの設置により既存施設を合理化するだけでなく、動物愛護センターと既存の動物管理施設がそれぞれの役割を分担し、十分に連携する体制を構築します。

このため、既存の動物管理施設については、統廃合と改修を行ったうえで、効率的な活用を検討することとし、本庁、保健所（振興局）及び動物愛護センターの役割分担は概ね次の図1に示すとおりとします。

特に、県北、県南及び沿岸地域で捕獲や保護された犬猫は、地域で返還譲渡を行うことを原則とし、譲渡適性があるものの当該地域で譲渡できなかったものについては動物愛護センターに移送し、センターで県民への譲渡を行う体制とします(図2参照)。

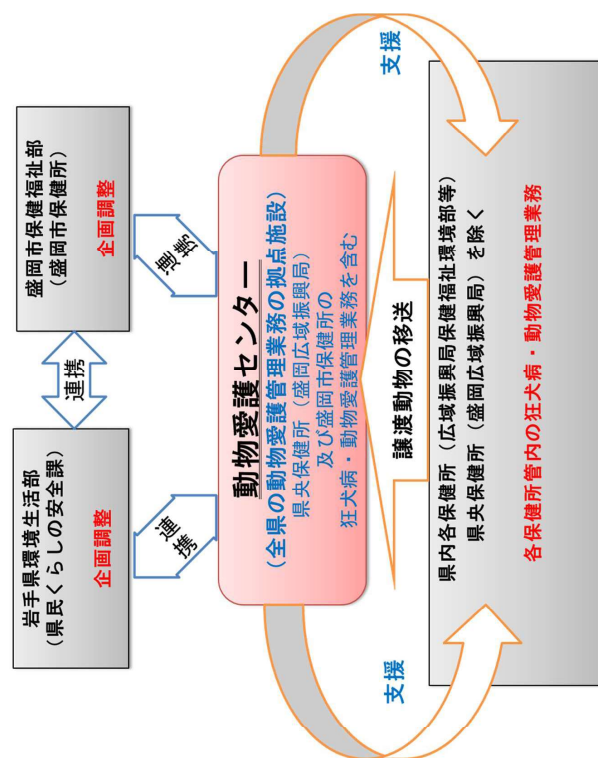


図1 動物愛護センター設置後の業務分担(案)

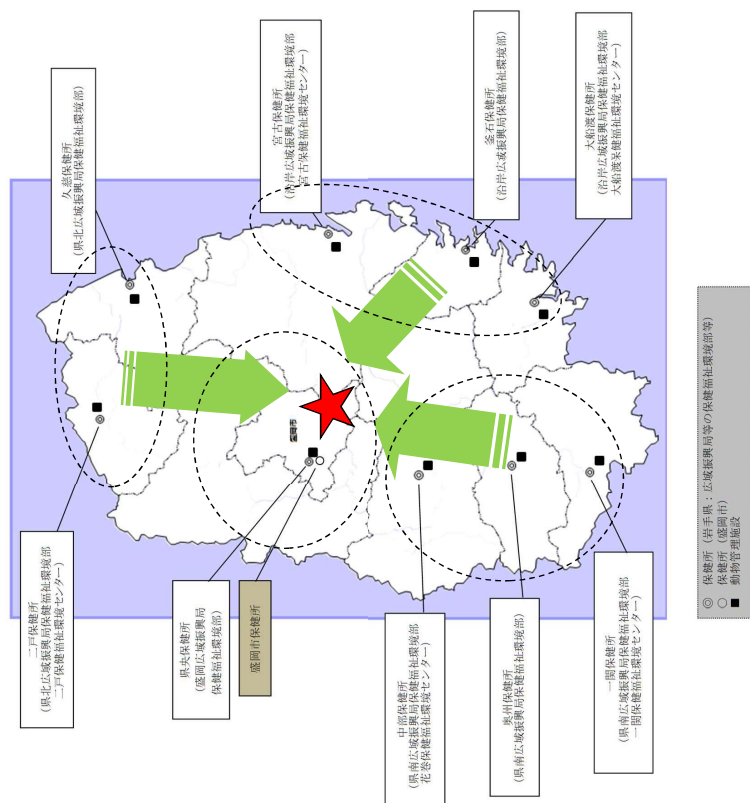


図2 動物愛護管理業務実施機関及び動物管理施設の配置状況

2 運營方法

(1) 公共施設としての運営及び民間活力の導入

公共施設として効率的に運営することとし、公民連携事業や業務委託など民間活力の導入を検討します。

(2) 行政事務の実施

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務を執行し、責任を持って飼養動物を管理できる体制とします。さらに、専門的な知識を持った獣医師等の職員を確保し、適切な人員を配置します。

物との正しい関わり方を学べる施設とします。

・ **動物にやさしい施設**

収容動物の健康管理や応急治療および感染症対策が重要であり、シェルター・メ
ディシン²が実践可能な構造に配慮します。

また、多頭飼育崩壊や災害時の一時預かり等多数の動物が収容される場合におい
ても、十分な収容能力を確保し、収容した動物を長期に飼養し、譲渡を推進できる
快適で衛生的な飼育環境を整備します。

・ **利用しやすい施設**

「愛護啓発・交流ゾーン」、「動物保護・収容ゾーン」、「事務管理ゾーン」の3
つの区域を整備し、来場者の動線を明確にします。

・ **県民・市民が親しみやすい施設**

本県の気候条件や風土に適した構造・材質等を用いて、来場者にとって快適で親
しみやすい空間とするとともに、周辺環境と調和した施設とします。

・ **環境に配慮した施設**

省エネルギー対策を施し、環境負荷の低減を図ります。また、施設内の動物の鳴
き声や臭気、排水、景観等により周辺環境に影響しない施設とし、施設の長寿命化
及び低コスト化を図ります。

(2) **配置施設の想定**

配置する施設として、次の4施設を想定しています。

施設の区分	適 用
建物	事務所、愛護啓発及び動物収容の建築物（平屋）
多目的広場	イベント開催等の屋外での普及啓発事業のスペース（芝生）
犬の運動場	収容犬の運動及びしつけ教室等を使用
駐車・駐輪場	来場者用（大型バス、普通車、自転車、バイク）及び職員用

²動物保護施設において、より多くの動物を譲渡するための、感染症予防管理等の獣医療
全般。

(3) **ボランティアとの協働**

県民に動物愛護の目的を十分理解してもらう良き機会であることから、動物愛
護センターが主体的に募集・育成することとし、一時預かり専門のボランティア
やボランティアを仕切るボランティアなど適性に応じた役割を担ってもらうよう、
ボランテ ィアの養成に取り組みます。

(4) **県民参加の仕組み**

動物愛護センターの設置・運営については、名前の公募や支援の会の会員を募
集するなど、広く県民の参加を促す仕組みを工夫します。

3 **施設の性格等**

県と盛岡市が共同で運営する行政事務を行う公共施設とするが、設置形態や費用
負担割合等の細部は今後検討します。

4 **設置場所**

動物愛護センターの設置場所は、県民・市民の利便性を考慮して盛岡市に設置し
ます。

また、犬の鳴き声による騒音苦情が発生しないことも重要であり、近隣施設への
犬の鳴き声について配慮します。

感染症対策として十分な隔離措置等を行った上で、他県で見られるようなアニマ
ルパークなど鳥獣保護施設等の動物関連施設が集めた区域の整備について、可否
も含めて検討します。

《**想定される要件**》

- ・ 県民からわかりやすく、親しみのある場所であること
- ・ 犬、猫の譲渡を推進するため、交通アクセスのよい場所であること
- ・ 教育学習やボランティアの活動拠点となることから、公共交通機関の利用が可能
な場所であること
- ・ 保健所からの動物の移送に支障をきたさない場所であること
- ・ 災害発生時の動物救護活動が機能する場所であること

5 **施設規模と付帯設備**

(1) **施設のコンセプト**

- ・ **動物愛護思想や適正飼養の普及啓発の拠点**
動物愛護と正しい飼い方の普及啓発に努め、いのちの大切さを伝える施設、動

(3) 必要な諸室の想定（区域ごと）

「愛護啓発・交流ゾーン」

施設名	用 途	機 能			
		普及啓発	適正飼育	生存拡大	災害
展示学習コーナー	パネル展示、絵本、書籍、教材の展示	○	○	○	○
多目的ルーム	譲渡前研修、しつけ方教室、会議、ボランティアの交流等（手洗設備付）	○	○	○	○
倉庫	机、イス等物品収納	○	○	○	○
大ふれあいマッピング室	小型犬とのふれあい教室等、譲渡希望者とのマッピング（壁ガラス張り）	○	○	○	
猫ふれあいマッピング室	猫とのふれあい教室等、譲渡希望者とのマッピング（屋内飼育の見本）	○	○	○	

「動物保護・収容ゾーン」

施設名	用 途	機 能			
		普及啓発	適正飼育	生存拡大	災害
検査・治療室	健康診断、負傷動物の治療、不妊去勢手術、マイクロチップの挿入、採材、検査（手術台、レントゲン室、検査室、薬品庫）		○	○	○
車庫・搬入所	収容動物の搬入、車庫			○	○
犬検疫室	犬の収容管理、譲渡適性観察（収容能力10頭）			○	○
猫検疫室	猫の収容管理、譲渡適性観察（収容能力20ケージ）			○	○
隔離室	感染症（疑）動物の隔離収容（収容能力犬猫各3頭）			○	○
譲渡犬飼育管理室	譲渡犬の収容（収容能力40頭）			○	○
譲渡猫飼育管理室	譲渡猫の収容（収容能力100ケージ）			○	○
トリミング室	収容動物の衛生管理（トリミング等）		○	○	○
シャワー室	手術者等の衛生管理・感染管理			○	○
物品庫	収容動物等の飼料、器具等の保管			○	○
洗濯室	洗濯			○	○

「事務管理ゾーン」

施設名	用 途	機 能			
		普及啓発	適正飼育	生存拡大	災害
事務室・来場者窓口	職員執務室、窓口カウンター	○	○	○	○
給湯室	ミニキッチン	○	○	○	○
更衣室	職員用（男女別）、ボランティア用	○	○	○	○
相談室	動物に関する相談、指導（個人情報保護）	○	○	○	○
書庫	書籍、啓発物品等の保管	○	○	○	○
災害対策倉庫	動物救護の物品の備蓄、支援物資の保管			○	○

「その他の付帯設備」

施設名	用 途	機 能			
		普及啓発	適正飼育	生存拡大	災害
ホール・廊下等	共有スペース	○	○	○	○
トイレ	来館者、職員用、多目的	○	○	○	○
屋外犬マッピングスペース	主に中・大型犬とのふれあい教室等、譲渡希望者とのマッピング	○	○	○	
屋外通路	犬とのふれあいスペース	○	○	○	
慰霊碑	亡くなった動物の慰霊	○			

6 整備時期

動物愛護センターの設置については、全国的にも整備が進んでいることから、県民の動物愛護思想が高まる契機となった東日本大震災津波から10年の節目となる平成33年頃を目途に整備することを目指します。

第5 おわりに

今後、この基本構想を基に、岩手県と盛岡市が共同して本県の動物愛護管理行政の推進及び発展に寄与する「動物愛護センター」の整備について、さらに具体の検討をしていきます。

（参考２）岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備基本計画の策定に係る検討状況

岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備基本計画（以下「基本計画」という。）について、学識者や動物愛護団体等の有識者で構成する「岩手県動物愛護推進協議会」や当協議会に立ち上げた「岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ」において、基本計画の策定に向けて検討を行った。

【基本計画策定までの経緯】

平成 27 年 10 月	盛岡市議会に提出された「盛岡市動物愛護センター設立に関する請願」において、盛岡市保健所に保護された動物たちを適切に保管すること、及び動物愛護と適正飼養の普及啓発の拠点施設となる、盛岡市立動物愛護センターを設立することについての請願が全会一致で採択。
平成 29 年 11 月	岩手県動物愛護推進協議会において、本県の動物愛護施策の方向性について検討が行われ、「岩手県動物愛護のあり方に関する提言書」を県に提出。
平成 30 年 4 月	提言を受け、岩手県と盛岡市が動物愛護の拠点施設の整備の基本的な考え方等を検討、「岩手県動物愛護センター（仮称）基本構想」を策定・公表。
令和 4 年 3 月	岩手県議会に提出された「岩手県の動物愛護行政に関する請願」において、動物取扱業者に対する指導や監視の強化、動物の愛護に関する普及啓発の充実、岩手県動物愛護センター（仮称）の早期設置についての請願が採択。
令和 6 年 6 月	県と市が共同で記者会見を開催し、整備予定地を公表。
令和 6 年 7 月	基本計画の策定に当たり、有識者からの意見聴取を目的として、岩手県動物愛護あり方検討ワーキンググループを設置。

【構成員名簿】（令和 6 年 4 月 1 日）

① 岩手県動物愛護推進協議会

団体・機関名		構成員氏名
獣医師会	一般社団法人岩手県獣医師会	佐々木 一弥
動物愛護団体等	TEAM・SHINYA アジリティークラブ	新屋 映子
	動物いのちの会いわて	下机 都美子
	おっぽの会	吉川 繁行
	岩手県動物愛護ネットワーク	瀬川 康信
	ポチの会	伊勢 仁英
	人と動物の絆 momo 太郎	鈴子 真佐美
	わん' S 倶楽部	小倉 雅美

団体・機関名		構成員氏名
	わんこの会	山舘 則子
	NPO法人もりねこ	工藤 幸枝
	仙北二丁目地域猫の会	石澤 巳江子
教育機関	MCL盛岡ペットワールド専門学校	三上 祐太
動物取扱業者	株式会社マルカンペット	高橋 剛英
学識経験者	国立大学法人岩手大学	佐藤 れえ子
行政機関	盛岡市（盛岡市保健所生活衛生課）	佐藤 美樹子
	奥州市（市民環境部生活環境課）	及川 政典
	宮古市（市民生活部生活課）	伊藤 宏子
	二戸市（市民部環境推進課）	小船 克也
	県教育委員会事務局学校教育室	千葉 哲朗

② 岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ

団体・機関名		構成員氏名
獣医師会	一般社団法人岩手県獣医師会	佐々木 一弥
動物愛護団体	動物いのちの会いわて	下机 都美子
	人と動物の絆 momo 太郎	鈴木 真佐美
	NPO法人もりねこ	工藤 幸枝
教育機関	MCL盛岡ペットワールド専門学校	三上 祐太
学識経験者	国立大学法人岩手大学	佐藤 れえ子
地域住民	仙北二丁目地域猫の会	石澤 巳江子
行政機関	奥州市（市民環境部生活環境課）	及川 政典
	二戸市（市民部環境推進課）	小船 克也

【開催状況】

① 岩手県動物愛護推進協議会

- 第1回 令和6年7月12日
- 第2回 令和6年11月15日
- 第3回 令和7年2月14日

② 岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ

- 第1回 令和6年7月12日
- 第2回 令和6年8月22日
- 第3回 令和6年11月5日
- 第4回 令和7年2月5日

【地域住民への対応状況】

- 令和6年7月 第1回住民説明会
- 令和6年12月 第2回住民説明会

（参考３） 動物愛護センター整備検討協議会

岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備については、県と市で施設整備について検討が必要な事項を協議するため、「動物愛護センター整備検討協議会」を設置した。

【開催の経緯】

第１回	平成 29 年 12 月	動物愛護センター整備検討協議会の設置
第２回	平成 30 年 3 月	「岩手県動物愛護センター（仮称）基本構想」案に係る協議
第３回	平成 30 年 8 月	動物愛護管理センターと岩手県鳥獣保護センターについて、一体的な整備に係る協議
第４回	令和 2 年 9 月	盛岡市動物公園内の動物愛護管理センター整備見送りの協議
第５回	令和 4 年 4 月	動物愛護センター整備検討協議会設置要綱の改正
第６回	令和 6 年 6 月	整備に向けた基本的事項として、項目について協議 (1) 費用負担割合 (2) 整備候補地 (3) 整備基本計画構成（案） (4) 今後のスケジュール
第７回	令和 6 年 9 月	今後、検討すべき事項の協議
第８回	令和 6 年 10 月	上記検討事項に係る検討状況の確認・協議
第９回	令和 6 年 11 月	整備基本計画素案及び連携協約議案の協議
第 10 回	令和 7 年 2 月	整備基本計画最終案の協議

【協議会委員】

団体名		職名等
岩手県	環境生活部	部長
		副部長
		環境担当技監（環境担当技監心得）
		県民くらしの安全課総括課長
		県民くらしの安全課食の安全安心課長
盛岡市	保健福祉部	保健衛生監
	盛岡市保健所	所長
		次長
		生活衛生課長